（在留資格の取得）

第二十四条　［略］

［1・2　略］

3　前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

［一～四　略］

五　特定活動の在留資格の取得を希望する者で法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として次のいずれかの活動の指定を希望するもの

［イ・ロ　略］

ハ　外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体との雇用契約に基づいて、本邦において情報通信技術を用いて当該団体の外国にある事業所における業務に従事する活動又は外国にある者に対し、情報通信技術を用いて役務を有償で提供し、若しくは物品等を販売等する活動（本邦に入国しなければ提供又は販売等できないものを除く。）

ニ　ハに掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

［4～7　略］

（電子情報処理組織による申請等）

第六十一条の三　電子情報処理組織を使用して行うことができる法及びこの省令に基づく申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は他の法令に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

［一～八の二　略］

八の三　第十九条の二十四の二の規定による報告

［九～十四　略］

2　電子情報処理組織を使用して前項第一号から第五号まで、第八号の二、第八号の三、第十三号及び第十四号に掲げる申請等を行おうとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

一　前項第一号から第一号の三まで、第四号、第八号の二又は第八号の三に掲げる申請等を行おうとするもの　氏名、生年月日、性別及び国籍・地域（機関にあつては、名称及び所在地）

二　［略］

［3～9　略］

別表第三の五（第十九条の十七関係）

一

場合	事項
特定技能雇用契約の変更をしたとき	［一・二　略］
特定技能雇用契約が終了したとき	［一・二　略］
新たな特定技能雇用契約の締結をしたとき	［一・二　略］

二

場合	事項
一号特定技能外国人支援計画の変更をしたとき	［一・二　略］

三

場合	事項
法第二条の五第五項の契約の締結をしたとき	［一・二　略］
法第二条の五第五項の契約の変更をしたとき	［一・二　略］
法第二条の五第五項の契約が終了したとき	［一・二　略］

（在留資格の取得）

第二十四条　［同上］

［1・2　同上］

3　［同上］

［一～四　同上］

五　［同上］

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

［4～7　同上］

（電子情報処理組織による申請等）

第六十一条の三　［同上］

［一～八の二　同上］

［号を加える。］

［九～十四　同上］

2　電子情報処理組織を使用して前項第一号から第五号まで、第八号の二、第十三号及び第十四号に掲げる申請等を行おうとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

一　前項第一号から第一号の三まで、第四号又は第八号の二に掲げる申請等を行おうとするもの　氏名、生年月日、性別及び国籍・地域（機関にあつては、名称及び所在地）

二　［同上］

［3～9　同上］

別表第三の五（第十九条の十七関係）

一

事由	事項
特定技能雇用契約の変更	［一・二　同上］
特定技能雇用契約の終了	［一・二　同上］
新たな特定技能雇用契約の締結	［一・二　同上］

二

事由	事項
一号特定技能外国人支援計画の変更	［一・二　同上］

三

事由	事項
法第二条の五第五項の契約の締結	［一・二　同上］
法第二条の五第五項の契約の変更	［一・二　同上］
法第二条の五第五項の契約の終了	［一・二　同上］